

白
原
1

2.22.1100 厚生省援局庶務課 森山浦氏より
(厚生、法務 要協議)
スミ

秘
無 期 限

秘密指定解除
公文書監理室

	アジア局長
法規課長	中江参事官
	大森参事官
	北東アジア課長 主席事務官
旧軍人・軍属等韓国人遺骨の返還問題	
	49. 2. 19.
	北東アジア課
1. 1月25日、韓国側から一括返還要請の <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> 検討の結果 現段階で </div> あった本件について、当方としては遺 <div style="display: flex; justify-content: center;"> 又はその者の有知な代表要能者に依りて </div> 骨は遺族乃至縁故者（韓国、北朝鮮の別 <div style="display: flex; justify-content: center;"> 従来の </div> は向かい）に返還する方式を変更 ありき充分な理由を見出し得ず、その旨 と合せて以下の点を韓国側に通報する。 2. 上記「遺族乃至縁故者」とは、韓国民法	

オクワ七条に規定されている「親族」とする。

(註) 韓国民法オクワ七条に定める「親族」

1. 8親等以内の父系血族
2. 4親等以内の母系血族
3. 夫の8親等以内の父系血族
4. 夫の4親等以内の母系血族
5. 妻の父母
6. 配偶者

3. 返還を希望する者には、死没者との身分関係

を明らかにすることができ、戸籍謄本(又は抄本)、

本人の現住地を明らかにする書類を提出させ

ることとし、具体的返還要請を受けられたら

当方における審査の見通しを立えた上で、返還

期日、輸送要領等を決定するものとする。

なお返還実施にあたっては、事前に韓国政府

に返還運賃名(リスト)を通報するものとする。